表 2-21 東京内湾38職漁法の明治以降の変化

漁法	万延元年古職 猟業書上帳	1881(明治14)年 内湾浦々契約38職 1884年 東京湾沿海神奈川県下浦々連合組合規 1885年 東京湾流藻鉱台規則 1886年 同慶正規則 1891年 改正東京内湾漁業組合規約
		1891年 改正東京內湾漁業組合規約
三艘張網(さんぞうばり)	0	/ *
也引網(地引網麻網・ちびきあみ)	○ (觸羅但! 經)	
選船 台(繩船猟・なわふね一式)	○ (鯛狐但し繩)	1881年, 1884年(2-9月)
鵜縄船 (鵜縄漁・うなわぎょ)	0	1891年(2-11月カイ立の場所に限る)
鰻搔 (蝗掻・うなぎかき・うなぎ漁)	0	
かち網(カチ引網・歩行網・かちなわ漁)	0	1891年(2-11月)
藻流シ網 (もなかしあみ)	0	1881, 1884, 1891年(10月—翌年5月)
トビ魚絽(飛魚網・鯔網・とびのうをあみ)	0	
はちだ網 (八田網)	0	1881年(旧8月一9月)
釣 漁 (つりぎょ・釣船)	○(釣職一式)	1881年(旧2月—10月)
なまこ漁(海鳳鏁・なまこ網)	0	
おら網(鰡網)	0	
小網(こあみ・小網船)	○ (小網職)	1881年(4-6月,9-12月)
肥シ取漁(こやしとりぎょ・こやしとり)	○(コヒ取網)	1881, 1884年(4-6月)
さわら網 (蜂網)	0	1891年(6月15日—10月10日)
貝桁(貝桁漁・かいけた)	0	
六人網 (ろくにんあみ・六人引網)	0	
手繰猟 (てぐり・手操漁)	○ (手繰網)	
貝藻取(かいもとり)	○ (貝草取)	1881, 1884年(6-8月) 1891年(5-8月)
現絽(のぞきぎょ・眼漁)	○ (ノゾキ猟)	
コロバシ網	○ (コロバシ)	1881, 1884年(当時休業)
白魚網(しらうをあみ)	0	1881, 1884年(立春後60日間) 1891年(1-5月)
アクリ網 (あぐりあみ)	0	
タイコンボウ網 (たいこんぼう)	0	,
小晒網(こざらしあみ)	〇 (裏海江戸前へハ)	1881, 1884, 1891年(8-12月)
イナダ網 (いなだあみ)	0	
アピコ網 (あいご網)	○ (アビコ流)	1881年(当時休業)
よつであみ (脊網)	0	1881, 1884年(旧8-10月, 旧3-4月中旬)
蚫漁(あわびぎょ・あわびとり)	0	
タタキ網 (たたきあみ)	0	】 (1881年には此器械いずれも同様とある)
丈長網 (たけながあみ)		1881年 タタキ・張綱は(4-8月)
張網(はりあみ)	0	
動構網 (このしろあみ)	0	1885, 1886年のみ掲記
貝 類巻(貝るいまき・貝巻漁)	×	1881, 1884年(出11月3日一翌年3月)
鯛網(たいあみ)	×	1881年(当時休業)
投網 (なげあみ)	×	1881年(4-6月, 7-10月)
小貝桁(こがいけた・こがいけた漁)	×	
糠縄(ぬかあみ・こませうをあみ)	×	1885年には掲記なし。 1891年(この漁は糠魚流し網と同じ)
糠魚流縄 (ぬかうをながしあみ)	×	1091年(この派は藤黒派し韓と同じ)

注 万延元年(1860)は表記の外「竿小釣職」がある。○印は明治以降掲記のあるもの、×印は掲記のないもの。

い

た

(表二-二1)。

を掛

け捕獲される。

なお、

この網の規模は次第に大きくなり、

後には長さ二○○間をこえるものもあらわれた。

較的 とになっ 前述文化十三年(一八一六)の 遁逃」 を限って認め、 簡 便な手段で一 たが、 内海の諸漁はともに大害を受けるとされた。 万延元年(一八六〇) 新規開業を厳禁した申合せの再確認の意味をももっている。 挙に多量の漁獲を可能とするが、 「議定一札之事」 「古職猟業書上帳」 は、 それに先立つ文化七年(一八一〇)、 K 方、 相州での同網の使用は、 「裏海江戸前へハ不相成」とあるように使用箇所に限定が付され 「海口数十所 ニ小晒網ヲ張ル時 こうして小晒網は、 すでに文化年間 鴨居・走水村等での既 魚隊ハ悉ク内海ヲ去リ、 内海三八職中 鴨居・ 走水村でみられ 往の小 に含まれるこ 晒 網は季

郡 した。 八幡久里浜村其他 入ってくる。ついで、 唱フルー 二入ル鯛 一月一日から七月三十日迄の使用を一切禁止した。 八幡久里浜 めるに 治に入ると、 それに 内海漁業 種ノ長網ヲ以テ鰮魚 いたり、 よれ 野比 鰆 ば 千葉県では、 内湾各漁村は、 ノ者困乏」 ノ近村… 鮫等 東京府荏原郡羽田村外二か村の漁夫総代は、東京府知事に対し、 長沢・ 毎年六月十日以後に限って長二五尋の小晒網漁を行うという 諸 (前掲 津久井 右外洋ョリ入魚 魚ヲモ遮絶スル ノ来ル咽喉ヲ占メ、外洋ニ駆去カ為メニ独リ鰮魚ノ漁額ヲ減スル 一八七八(明治十一)年七月二十日丙第一四七号をもって、 『内湾漁制通考』) 「当時流行ノ小晒網営業 鴨居の各村であり、 ノ節、 = 日 IJ に陥入っているとして、 小晒 因みに鰯は、 裏海浦 網ト相唱候網類ヲ専 近年はさらにこの網の使用が近村に拡大しているという。 ノ妨害ョリ不漁」 々漁獲 毎年二、三月ころから海岸沿いに外湾から内海に ノ数日ニ ララ海 相 小晒網禁止を神奈川県 続きとなったとして、 减 シ、 維新 掛 難立行向モ有之」として、 晒シ 前 「明治年間ョリ相 0 「近来裏海海口 旧慣を破 捕 魚候 ノミナラス、之ヲ尾逐 その禁止を強く関係府県に 3 へ掛合ってくれるよう上願 リ った村は、 内海 州三 ノ諸 浦 村 へ入来候魚 相 郡 小 産卵 州では三 鴨 晒 これをう 居 網 シテ裏海 村 0 0 ため 毎年 3 IJ

小

| 晒網

は、

比

業を強く望んでいる久里浜 二月の内湾浦 けた東京府の掛 来ル明治十五 海口 Z 0 年以降毎年一 合いに応じ、 一部に位置する鴨居・久里浜村を、 契約証は ・鴨居村が、 月壱日ョリ七月卅日迄悉皆禁止」する旨の布達を行った。前述一八八一(明治十四)年三、 神奈川県は、 以上のような内湾諸村々による小晒網差止 右契約証 明治十四年五月丙第九八号達で、 への連署を拒んだのも当然であろう。 陰に内海組合から外し、 めの動きを背景としたもので、 内湾を走水以北としたこともうなずける。 橘樹・久良岐・三浦の三郡へ対し、 また、 その他の内海の各浦方が、 これに対し、 小晒網営業を 小 一個網営 旧 + 慣

六年 が、 て、 加 合のほ わらず、 それぞれにつき 以後においても、 八八五(明治十八) 「漁業組合準則」 か 地先の磯 地方漁業者組合漁業者ヲ指ス」、 小 旧 藻場・干潟で魚貝藻餌等の採取を行っていた沿岸村々も、 年五月、 の公布によって、右規約が更正されるにおよび、 晒網の使用は、 慣 ニ依」って営業することとされた。 同業組合準則に基き、 なお拡大の一 「郡区漁業者組合漁業者ヲ指ス」」 途を辿ったのである。 内湾諸町村総代によって東京湾漁業組合規約が締結され、 こうして、 新たに設立された東京湾漁業組合は、 鴨居 をも包含することになり、 久里浜村などもすべてこれに組み入れられた 同組合に編入された (表二-二〇参照)。 従来内湾の入会利用に 東京内湾漁業組 さらに一八八 そし

民 使用差止 、ハ之レカ正反対ノ困弊ニ陥リ其惨状実ニ名状スヘカラサル」有様となったことを陳情し、小晒網の季節外使用厳禁の処分を強 多キニ至」 八九二(明治二十五)年八月一日、東京内湾漁業組 一ノ義 東京内湾の連年の不漁は、 っているという。 二付 請願」 当時 Ų 「千葉県安房国平郡 32 とくに一八九三年は、 一八九三年六月三十日には、 内湾咽喉部で、 神奈川県相模国三浦郡 旧慣· 彼ら小晒網漁業者は 合は、 府県の禁止を破って、 さらに農商務大臣に対し、 通常会の決議によって、 (下タ浦及ヒ南浦組合) 「非常ノ漁獲ヲ得タ」 小晒網を濫用する者が増えたことが主な 府二県の知事に対し、 同趣旨の請願を行っ ノ小晒網漁業者 のに反し「我々内湾数万 た。 ハ其数殆ント 小小 そ 晒網季節 K ょ 原 れ

た千葉県富

浦

金吉

保

田

村

漁民の

小

晒網は、

漁船

四

艘、

網

0

長

3

四〇〇

金沢

て

浜漁業組

合総代福

田

金蔵外数名が、

小蒸気船を雇

1)

規約違反の廉で押収

く求めた。

このころの小晒網漁は著しく規模を大にし、この年七月二十五日

	17/1/8/1 / / / / / / / / / / / / / / / / /	これのうる場のが一般で	国(1001—1035中)
年代	久良岐(含横浜区)	橘樹	三 浦	その他県合計
1887	円 % 150 (0.7)	円 % 3,800 (16.7)	円 % 10, 137 (44. 7)	円 % 22,703 [4.1]
1888	385 (1.7)	3,450 (14.9)	8,088 (35.0)	23, 124 [4.6]
1889	217 (1.0)	3,350 (15.8)	6,520 (30.8)	21, 147 [4.0]
1890	155 (1.0)	850 (5.5)	5,044 (32.8)	15,376 [3.4]
1891	1,820 (3.9)	3,351 (7.2)	22,830 (49.4)	46, 245 [6.9]
1892	1,362 (3.3)	3,211 (7.7)	21,318 (51.0)	41,813 [7.3]
1893	1,218 (2.8)	3,312 (7.7)	20,930 (48.7)	43,019 [7.7]

表 2 - 22 神川県下東京内湾における鰯の海獲量 (1887-1893年)

- 1 ()は県合計鰯漁獲量に対する比率。[]は、総海産物(乾物を除く)のうち鰯漁獲 量の占める比率。
 - 鰯にはウルメを含む。

後

も漁具

漁法の制限を行い、

安定した漁獲を維持しようとしたの

で

あ

2 治

た 以

『神奈川県統計書』より作成。

5 口 0 れ えるが、 ない 村地 6) いたものである。 で対 以上、 のとして、 地 の が、 る。 帯 丈は一丈二尺余の 治二十年代の県 先沖合から横浜市 (表二 - 二二)。 海苔養殖を除いた全体の漁 の漁民は、 その捕獲 との小 治二十年代の統計では、 府 より内湾部 前述 一県 は、 晒網による鰯漁 0 0 湾 漁村が入会う東京内湾漁業は、 ような強い 下鰯 年 しかし、 部 を逐 の久良岐 地 Ē 漁漁獲 0 先沖合の 大な 0 7 小 て、 その半ば以上は東京内湾で捕獲されていた。 5 高 反対運 晒 が ので は、 橘樹郡 中 網 獲 右のような傾向をもたらしたのであろう。 湾 小 高は減 漁 口部 晒 総 あ 動 10 網 漁 瀬以西にまで進出し、 5 を展 よる では、 船 K 獲 た。 少 は、 あたる三浦 高 魚類 何向に 開 彼らは、 0 した 鰯 74 0 0 浦 内 あり 郡 のであった。 散乱によってもたらされ 漁獲高 八彩 湾組合を結 郡に のみに、 夜半対岸、 0 (表二 - 二三)、 比 は減じてはい 集中するにい 重 夜半漁業を行っ 約一八〇艘を数 を占めるに 成 久良岐郡 これ 明 たっ な

384

夜

て

ح

を \$ と
と けずぎ

表 2	- 23	神奈川県海産物価額の推移	(1887-1893年)
-----	------	--------------	--------------

地	X	1887年	1888年	1889年	1890年	1891年	1892年	1893年
横海	ŧΚ	円 485	円 518	円 562	円 517	円一	円一	円
久日	良岐	43, 894 (67, 373)	36, 913 (54, 202)	37, 562 (30, 666)	38, 699 (28, 313)	45, 557 (31, 601)	44, 013 (31, 465)	41, 083 (32, 115)
橘	樹	110,882	69, 699	41, 166	29, 563	62,458	54, 965	60, 971
三	浦	234, 779	237, 161	285, 282	226, 906	353, 847	266, 522	240, 469
鎌	倉	12, 172	19,706	16,517	19,872	20, 250	13, 796	21, 273
高	座	14,008	9,441	14, 145	11,577	28,827	24, 964	29, 261
大	住	15,512	19,900	12,012	10, 126	18,646	16, 938	18,636
淘	綾	30, 785	42,611	27,645	25, 465	21,838	23, 818	22,856
足标	万下	87, 776	69, 763	89, 917	83, 416	164, 972	169,896	175, 457
合	計	550, 293	505, 712	524, 808	446, 141	716, 395	614, 912	612,006

注 1 乾物・肥料を含まない。久良岐郡の()内数字は海苔産額を控除した額。

表 2-24 神奈川県下の海苔生産(1887-1893年)

-							
地区	1887年	1888年	1889年	1890年	1891年	1892年	1893年
横浜区	円 466	円 487	円 425	円 38 5	円	円一	円
久良岐	45	42	30	27	_	162	88
橘樹	43,509	15, 497	10,500	1, 250	30, 857	23,500	28,856
三浦	138	56	75	56	33	28	30
鎌倉		100	41	31	50	50	80
高 座		6	13	7	54	25	_
足柄下	315	375	455	475	92	87	280
合 計	44, 473	16, 563	11,539	2, 231	31,086	23, 852	29, 334

注 青海苔・黒海苔を含む。『神奈川県統計書』より作成。

の展開のみが目立って だが、明治二十年 の不安定性は避け難いところ の変更がなされている。 0 をえなかった。「三八職」中 慣」は次第に内容を変えざる 二一にみられるように、一八 のいくつかの漁具も、表二-も近世期に淵源している)、「旧 網(『資料編』17近代·現代(7) 吾1) よって(これらの出現はいずれ などによる大量漁獲の出現に 使用時期が延長されるなど 内湾の漁獲高 橘樹郡沿岸での海苔養 上述の小 (明治二十四)年には、 晒網あるい 代 は 停 K 4) 滞 お は そ る 的 4) 桂

^{2 『}神奈川県統計書』より作成。

表 2 - 25 神奈川県漁家 1 戸当たりの所得金 (1887-1895年)

淮	□≻	足	施	\star	画	錬	[1]	첩	Ø	益	Ę	ŧ
-	=#1	柄下	域	()	極	自自	浦	植	久良岐	浜		
		-1	N _d r	LLL	1651	пт	шу	ST	XIT	λΗ1	D	ব
内数字	66	14	ω	2	5	ယ	14	51	51	15	漁村数	
は原統計	9, 705	1,018	633	686	1, 458	504	4,078	484	788	E 25	強家(さ)	
数字に明	(47.8)	(54.4)	(55.7)	(28.4)	(60.2)	(43.3)	(62.1)	(88.0)	(49.6)	(82.1)	、採藻を含 、専業率)	1890
内数字は原統計数字に明らかな誤りがあるもの。	147.0	72. 7	211.0	343. 0	291.6	168. 0	291.3	96. 8	157. 6	5. 7 3. 7	全 1 漁村当た り漁家数	(明治23)年
55 60°	1.95 (0.	1. 91 (0.	1.70 (0.	1.72 (0.	1.34 (0.	1.96 (0.	2.49 (1.	4.41 (0.	1.61 (0.	1.02 (3.	漁家 1 漁者人	
	. 76)	. 74)	. 46)	(0.33)	. 27)	. 53)	(1.33)	(0.88)	(0.88)	艘 (3. 20)	戸当たり 員(漁舟)	
	60. 28	95. 49	58. 97	54.42	15. 71	24.54	56. 43	[104. 21] [170. 21]	60.71	日 21. 08	1887年	
	44.60	73. 74	88. 43	32. 72	16.45	22. 70	48.41	[170. 21]	50.87	円 18. 52	1888年	
	49.04	91. 18	44. 53	24.51	17.27	32.77	57. 55	56.80	47.69	円 10. 21	1889年	漁家1
	42.07	83. 63	40. 19	21. 19	14.28	39. 43	71.64	67.12	49. 23	⊞ 9. 43	1890年	戸当た
	54.38	156. 20	35.46	27. 26	19.69	27. 28	63.27	64. 75	54. 16	I I	1891年	り所得
	43. 26	151.43	39.49	25. 17	16.99	18.43	46.26	64.74	52.45	J	1892年	金
	46. 17	154. 16	37. 58	28. 07	20.00	28. 56	41.18	65. 27	49. 27	I I	1893年	
	43	81	49	29	21	30	49	80	29	55田	1894年	
	65	248	47	19	42	32	57	95	28	65⊞	189	

(表二-二四)。 こうしたなかで、県下の漁業は、 次第に三崎および小田原を中心として発展する傾向をみせてくるのである。

『神奈川県統計書』より作成。

お 漁舟数ともに、 周辺の漁業 橘樹郡の漁家一戸当たり漁舟数がさして多くはないのに、 くの漁家が集中し、専業漁家の割合も県平均を上回っている。 表二ー二五から明らかなように、 県下で最も高い部類に属し、 もっぱら 漁業によって 一家の生計を立てている 家の多いことを示している (な 三崎を擁する三浦郡には、 漁業従事者人数が際立って多く、また一戸当たり所得金も高いのは、 小田原を擁する足柄下郡とともに、県下で最も多 したがって、漁家一戸当たりの漁業従事者数 養殖海苔

ない。 ができよう。 家 生産の比重が高いことによっている)。 一戸当たりの所得金は、 さきにのべた、 への積極的進出は、 とのような三 小晒網による鰯漁の盛行によって、 一浦郡漁民の明治二十年代の状態をみれば、 漁業経営の発展というよりは、 鰯の漁獲高が増大する一八九一(明治二十四)年以降、 にもかかわらず、 漁家一戸当たりの年間所得金は、 明治二十年代の三浦郡漁獲高は、 漁家が、生活を維持するために執った必死の手段だったということ 織田完之が、 かえって減少している。 さしたる大きな資本を要せず鰯の大量の 東京内湾諸郡にくらべて、 ほぼ同一水準を保っているが、 ここからすれば、 小

テハ、大網主ニ依頼シテ米金ヲ借リ、 凡ソ漁民ノ稟性ハ漁事ニ勇ナルモ思慮ニ乏ク、 所アリ、 若シ之ニ反シ小晒網ヲ幇助スルカ如キハ、 辛ウシテ家計ヲ営ム者多シ、 平時ニ於テ検束ナク、 漁民舟民ノ困難ヲ知ラサルモノ、所為ニシテ経綸ノ道ニ 違 フ ナリ 故ニ大網主ヲ奨励シテ保護ヲ加フル時ハ、 偶大漁ニ逢フ時ハ飲博放縦ニシテ、 嘗テ蓄積ノ心ナシ、不漁 小漁民ハ自ラ此内ニ給養スル (前掲『内湾漁制通 ノ時ニ及

獲を可能とする小晒網漁を強く非難し、

る。 とする主張は、 東東内湾の 「大網主」 の立場に立ち、 かえって三浦郡漁民の 「困難ヲ知ラサル モノ、所為」ということができ

Ų 場の管下に属する部分についてみても(一八八七年)、三崎八か町には兼業漁家は存在せず、 漁撈を主とし、 半農半漁の村とからなる。 以上概観した三浦郡漁業は、 六合村など周辺四か村は、 後者が主に近海で漁撈を行い、 前述、 兼業漁家が多く、これらの村で、 もっぱら専業の漁家によって漁業がいとなまれる三崎町と、 千駄崎から剣崎松輪村にいたる間の下タ浦組合は、 前述のように、 東京内湾組合漁村との対立を惹起するのである。 鰯が主要な漁獲物となっていることがわかる(表二一二六)。 その後者に属している。 海産物は、 その周辺の兼業漁家を中心とする 鮪などの遠海物を主と 前者は遠洋での 三崎町連合役

表2-26 1887 (明治20) 年三崎花暮町外11か町村の漁家・漁船と海産物

	漁	=	346	人				M= - =
町 村 名		_	専業		漁船	海産物 総価額	うち主要海産物	漁戸1戸 当たり海 産物価額
三崎日ノ出町	66	户 0	198	ò	艘 45	円 2439.50	イカ(645円)、鰺(360円)、鮪(355円)	36.96
三崎入船町	37	0	103	0	28	1544.00	蝰(270円)、鮪(250円)、鰹(240円)	41.72
三崎仲崎町	92	0	276	0	53	9978.30	鲔(3435円)、鯥(2165円)、鰹(1481円)	108.46
三崎花暮町	86	0	261	0	71	5916.10	鮪(1790円)、鯥(1181円)、鰹(953円)	68.79
三崎海南町	54	0	162	0	14	1979.00	鯥(600円)、鮪(560円)、鼠鮫(210円)	36.65
三輪西野町	53	0	158	0	28	3140.50	鲔(1140円)、鯥(795円)、鯖(320円)	59.25
三崎宮城町	59	0	175	0	35	2820.00	鮪(775円)、キス(650円)、アコウ(325円)	47.80
三崎西浜町	41	0	120	0	55	4189.00	鲔(2608円)、鰹(283円)、鼠鮫(257円)	102.17
小 計	488	0	1453	0	329	32006.40	2	65.58
三浦郡六合村	116	106	35 6	264	265	8540.00	鮪(1676円)、蛸(1010円)、鯛(933円)	38.47
三浦郡城ヶ島村	10	73	33	217	101	3970.38	鮑(1002円)、イカ(730円)、イセ海老(333円)	47.84
三浦郡諸磯村	0	62	0	126	50	721.15	蛸(111円)、鯛(104円)、鰯(87円)	11.63
三浦郡小網代村	0	80	0	172	72	1524.47	鍋(789円)、鳅(174円)、鰺(116円)	19.06
小 計	126	321	389	779	488	14756.00		33.01
総計	614	321	1842	779	817	46762.40		50.01

注 『資料編』17近代・現代(7)より作成

漁期に応じて遠近の漁場で一年中漁業

州布良沖、

御蔵島など伊豆七島沖におよび、

漁

降」という盛況をみせた。

漁場は、

近海から房

従事し

(表二 - 二七)、

三崎町は

「平素無絶間

三崎町の漁民は、大繩船(長さ三間半、幅六尺五類ノ捕獲有之場所」となっていた。

郡村ヨリ漁夫ノ出稼人ノ入込毎年二 百 人 ニ 規模で一八八七年にいたっている漁村で、 うち漁家五一一戸(いずれも専業)、 隣漁村中屈指ノ漁業場」で、ときには 究』八 以下の記述は主にこれによる)。 ここは、「近 近辺海産物を集散する商業中心地で も 艘を数え、一八八二年には、 総戸数七八一戸、 (丹羽邦男「明治十年代の三崎漁業」『神奈川県史研 さて、三崎町は、 (別の統計では四○七艘)に増加し、 商四分·漁六分、漁船二五八 一八七七 (明治十) 年現在、 総戸数九一三戸、 漁船三一五 「他国 ほぼ同 あ っ また 不

表 2 - 27 三崎町の主亜海県・海期 (1880年)

12 4	21	ЩПЈ	可の工多	(保物 (無利	(100	J+7
魚		名	漁	場	漁	期
マ	グ	П	遠海・	相模灘	8 —	10月
カ	ッ	オ	遠海		5 —	11月
サ		メ	遠海		9 —	7月
サ		バ	三崎よ	り2里以内	四	季
ア		ジ	"	2 里以内	4 —	7月
アイ	(アイ	(ゴ)	"	5 里以内	12-	4月
Ł	ラ	メ	"	15町以内	3 —	6月
ア	ワ	ピ	"	20町以内	11-	4月
タ		コ	"	10町以内	11-	3月
1		カ			3 —	9月

主に1880年「諸願届綴」三崎町戸長役場(三浦 注 1 市役所蔵) による。

は、

稲

藁を女竹につけて編んだ苫を付していた。

鮪

鯛

などは、

D

マグロの漁期は、岸近く回游してくるマグロを 相模灘で一本釣する時期のみを掲げた。

た。

0

した。 も不安定であった。 船とあっては、 などを用い、 主に延縄で鮪 八人乗・てんとうー 鯛 一方、 ・鳥賊・ 小釣船 鮃が きわめて危険度が高く、 松輪村から諸磯村にいたる磯根や、 鰹 そのため、 鮑が (長さ二間半、 鯥などを漁獲し、 -天当・伝道・天道・ サ ザ エ 方では、 伊 幅三尺五寸、 勢海老などを漁獲していた。 また繩船 澱登などとも書かれる―船、 季節に 出 一漁の日 四人乗) (長ち三間、 .応じ回游してくる魚類を捕 も制限された。 その一、二里沖合で、 や丸木船 幅四尺五寸、 (丸木型の船、 遠海 テンマともいわれる) 加えて網を用 七人乗) o) 出 獲する、 「漁を主とするとは 長さ 「根付魚」 ŧ, 6 房州· な 間 比較的安定した沿岸漁業によって、 い当 で 幅三尺、 布良村海岸一 時の漁法では、 赤魚 房州布良沖・ いうもの (きんめ鯛)・ 三人乗) 里沖合におもむい 伊豆七島沖に o, で、 漁獲は少なく、 幅 かさど・河 釣竿 わずか六尺五 ま 銛 で (突きん 進 豚 年 出 間 か 4 \exists し

て、 ণ্

0

荷を積むため、 捕 こうして得られた魚貝類は、 押送船は、 獲ある場所」 帆を大きくし、 長さ三間八尺 となってい たのである。 小矢帆・中帆・大帆を使い、 六間、幅七一 東京へ向け、

九尺で、七一

-九挺艪

を使

また、 鰹

船体に

押送船

K

よっ

7

出

荷

3 1

れ

場で季節に応じた魚獲をすることによって三崎町

は

絶え間

類 漁

ح

のように

諸 なく魚

種

0

を通じて平均した収入をはからねばならなかった。

する「いけもの船」 方どろ出帆する に到着した。 こうした運輸手段によって、 生船 によって出荷され、 により、 貝類 ・塩干魚などは、 いずれ 三崎 も翌朝 の海産物 夜明け前 は 朝十時ごろ出 近世 K 魚河岸 以 降 明

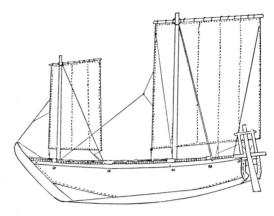
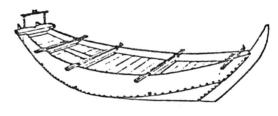


図 2 - 2 てんとう船

『専漁の村』より



は、

だのである。

また押送船を持たない零細な魚商 割を運賃として収める

割

民から買い付けた自分の荷を東京魚河岸

運ん 0

が営業し、これによって、三崎とその近辺

ていた(『三崎町史』上巻

昭和三十二年)。

に委託して、 売却高の一

自分の荷を東京市場へ運送し

図 2 - 3 押送船

『日本国語大辞典』より

価を保持していた。これら押送船は、

主に

治にいたっても、江戸・東京市場で安定した声

ばいずれも半農半漁の村である(表二-二六は城 漁業とは形態を異にしていた。城ケ島村を除け ケ島村も兼業家率八八絜とする。 石菜花採取を 兼 三崎町周辺の漁村での漁業は、以上の三崎 町

幅三尺五寸(約一㍍)、三人乗の網掛船と長さ二間半、幅三尺五寸、二人乗の小船であり、三崎町のように、七、八人を乗せて遠 艘(一八七五年)ないし一・三艘(一八八二年)を持つ城ケ島村についてみると、それらはいずれも、 むしろ三崎町より多い。 しかし、 長
ち
二
間
半 漁家一戸当たり〇・九四 (約四・五ば)、

とみたのであろうか)。 そして、

漁民も、

傍ら農

海に出漁しうる繩船・大繩船は一艘もなかった。

城ケ島村の漁民は、

網掛船で、

西は赤羽根村根続きから東は松輪村根続きに

耕に従事する者が多数を占めていた。

漁家

戸当たりの漁舟数は、

表 2 - 28 三崎町とその周辺漁村の漁業形態(1875・77・82年)	表 2 - 28	三崎町	とその周辺漁村	の漁業形能	$(1875 \cdot 77)$	·82年
---------------------------------------	----------	-----	---------	-------	-------------------	------

町村名	漁家数 (1882年)	うち兼業 戸数 ()は同 比率	漁人数 (1882年)	うち兼業 漁人数 ()は同 比率		1882年	漁網数 (1877年)
三崎町	戸 511	戸 % 0(0.0)	人 1,431	人 % 0(0.0)	艘 258	艘 315	張 7
城ケ島村	79	0(0.0)	228	0(0.0)	74	102	293
六合村	244	65 (26.6)	639	188(29.4)	130	224	171
諸 磯 村	36	36(100.0)	120	120(100.0)		37	
小網代村	70	38(54.3)	161	100(62.1)		60	8

- 注 1 小網代村の魚網数は1880 (明治13) 年現在。
 - 2 1882年「諸願届留」(三浦市役所蔵) その他より作成。

表 2 - 29 1877 (明治10) 年三崎町戸長役 場管下町村の魚網数

	24 1		11000000000000000000000000000000000000	!
町村名	網	名	網数(張)	使用期間
三崎町	ボ ラ 投	網網	2 5	2 か月 一
城ヶ島村		シ網ダ網メ	200 5 50 30	6 か月 2 か月 3 か月 2 か月
六	手操・エイワ・	網シ網	114 5 15	2 か月 6 か月 2 か月 2 か月
合村	アンコ 投 イナタ ボ ラ	網	30 — 3 4	2 か月 一 3 か月 2 か月
小網代村			4 2 1 1 ?	四 季 四 季 2月一5月 2月一5月

注 1877年「諸願届留」三崎町戸長役場(三浦市 役所蔵)より作成。ただし小網代村は1880年 「諸書扣」(同上)による。

イワ 多く備え、 合村では 60 な たる沿岸で、 大繩 1) シ網によるイワ のと鋭い対照をなしている。 磯金壱挺」 船を備 エ 城 ピ 5 網 ケ島では総数二九三張に達し ぱら磯付の漁業であっ 主にエビ網を操業し、 Ł で潜水し、 魚 シ漁が中心であっ ラメ網で、 ※網は、 主に栄螺 年 主に 間 しかし、 か月使用 エビや ある 鮑を採取して したがって、 三崎町 ている 用 根付魚を捕獲し、 三崎町に隣接する六合村の するボ は 小 が 船で、 (表二-二八)。 前述の ラ 網二張と投げ 漁船は貧弱だが、 口 た。 ように 様 小網代村では、 ح 0 磯 0 網 同村では ように 沿 五 エ 張とを持つに ナワを で 向 各種 周辺 「カツキニ ケ崎では、 エ 地引 用 F. 0 漁 網 対で 魚 る 網 す 繩 六 を テ

表 2 - 30 三崎町外 4 か村の海猫喜の変遷 (1880—1887年)

年代	三崎町	城ケ島村	六合村	諸磯村	小網代村
左	月 円	円	円	円	Р
1880	58, 400	10,650	7,500	?	?
1882	22, 241	4,850	13, 780	637	980
1883	15,000	?	15,000	600	1,500
1887	32,006	3,970	8,540	721	1,524

注 三崎町戸長役場諸文書(三浦市役所蔵)より作成

・つつ、

エ

ビ・ボラ・ヒラメ網など、

危険の少ない磯先で、

比較的安定した根付魚

貝類の魚獲

がたい魚を求めて延縄船で遠海に乗り出してゆく三崎町漁民と、農業やテングサ採りで家計を補 以上にみたように、 一家の生計をすべて漁業に託し、 長年の経験と技術だけを頼りに、 予測,

ない大事な収入源であったことがわかる。

していた。

これはこの年の漁獲高一万六五○円の四一絜に相当し、

同村漁民の家計補充に欠かせ

四三七五円に達

一八八〇 (明治十三) 年の年間採取高は一万二五〇〇斤、

石菜花の採取が行われ、

・鮫なども漁獲していた。また、耕地をもたない城ケ島村では、

漁業収入を補うものとして、

房州布良村の二里沖合や伊豆下田の三里沖合へおもむき、

沖合漁業も行われ、

網掛船や二人乗の小釣船のほか、

大繩船は、

ある。 に従事する周辺の村々の漁民とでは、 漁法や生活内容だけでなく気質の上でも違いがあったので

政府の紙幣整理政策が県下人民にもたらした破壊的な影響の最初のあらわれであり、やがて一八八三年以降県下に広が 民 のうけた影響は大きく、 な経済不況と、折からの不漁とによって、破滅的な打撃をこうむった。とくに、漁業に全生活を このような三崎とその周辺漁業は、 多くの窮民によって騒擾勃発の直前を思わせる不穏な気運が醸成され 一八八二(明治十五) 年、 政府の紙幣整理がもたらした深刻

一八八二(明治十五)年、 三崎町と城ケ島村の漁獲高は、 価額にして、一八八〇年の半ば以下に激減し、 漁家当たりの年間 れ

は

る大規模な負債返弁騒擾を予告するものであった。

五人乗りの繩船や八人乗りの大繩船もあ

鮪

・カジキ・

鰹

鯖

とうして、「相州三浦郡三崎村ノ如キ、 今百人ニトラス」(民情「明治十六年甲部巡察使復命書 船主・網元への隷属下に入ってはいなかった。 せていったのである。一八八三(明治十六)年の関口隆吉元老院議官の巡察使復命書は、 獲高は、 円三九銭にまで減少した。当時、 ひとり三崎町については、三浦郡長の報告にもとづき漁民の窮状と不穏な状況とを次のようにのべてい 一八八〇年、 三崎町で一一四円余、 三崎の漁民の多くは、 数百ノ漁戸挙テ其術中ニ陥ラサル者ナキニ至ル」(前掲書) 勢い、 城ケ島村で一三五円弱であったのが、 神奈川県の部じといわれる金貸業者からの借金に求めざるをえなかった。 彼らは当面の生活費を、 零細とはいえ、船を所有する独立した漁家であり、 「近頃金貸営業次第ニ増加シ、 一八八二年にはそれぞれ四 神奈川「県下一般民情平穏ナリ」とし こととなり、 (三浦郡内で) 生活を破滅さ 魚商あるい 五. は

ニ替ラルル者モアリテ、家族ハ在宿スルモ無職ナレハ、目下ノ糊口ニモ塗ヲ失ヒ、 之レ自業自得ニシテ止ムヲ得スト雖トモ、中ニハ出庭ノ族費ニ困シ、遂ニ喚徴不応ノ罪科ニ問ハレ、 是漁民ハ、即時飢渇ニ迫リ、僅ニ其日ヲ凌キ、 ヲ得ス、況ヤ母金返済ノ義務ヲヤ、故ニ一漁船ノ帰帆スルヲ見レハ、債主数人之ヲ擁シ、高声ニ催促シ、其収獲ヲ自宅ニ持帰ルヲ許サス、 債主再ヒ之ヲ襲ヒ、其門戸ヲ敵キ厳促ニ及ハレ、 之ヲ腕力ニ訴ヘント欲スルノ勢ニ恐レ、 然シテ其残リ居ル負債主共へ、 一家ノ負債計量スルトキハ、殆ト二千円ニ近キモノアリテ、日々捕魚ノ収獲ニテハ一家ノ経費ヲ去レハ、 裁判所ヨリ召喚状一時ハ、日トシテ百通ノ多キニ至リシ事アリテ、 婦女子ハ多ク昼間他家ニ身ヲ遁レ、夜ニ入リテ帰宅、 翌日未明ニ男子ハ出船ス、依テ留守居タル婦ニ対シ、債主ハ之レヲ促カシ、 一家挙テ他郷ニ避在シ (海岸ニ寄留) 漁業スルモ間々アリテ、名状スヘカラサルノ情態(多クハ房総) 実ニ憫然ノ極ニ至レリ…… 寝ニ就クハ午後十二時頃ナリ、 其罰金亦完納スル事能 身代ヲ差出ス如キハ、 負債ノ子金ヲモ 甚シキニ至リテ ハスシテ、 続々絶ス。 此時ヲ窺 力役 於

内へ幾分カノ資助ヲ仰キ置キタリ・・・・ 地狭ク殊ニ貸店等無キヲ以テ、 家具漁具等ヲ抵当ニ引取ラレ、 海辺へ仮ニ苫家ノ如キヲ設ケ、 且身代限ニテ負債ノ金額ヲ償フ能ハスシテ、 生業ノ途ヲ与ヘン事ヲ有志者ニ詢リ、 家屋公売所分ヲ得シモノ、 略承諾セシニ由テ、 一時雨露 ノ凌ク可キ所ナキハ、 県庁ニ乞ヒ該費 素其

殆ンド 上申」三浦市役所蔵)。 入って枯木を窃取し薪にあて、 により炊飯の施与をうけているが、 |留メス、襤褸僅ニ裸身ヲ蔽フニ過ギ」ない有様で、農家の刈り残しの落穂や残り屑のイモ類を拾って食料とし、 た貧民を二〇〇余戸としているが、これは三崎町漁戸の約半数にあたる。彼らは翌一八八四年末には、 とうして、一八八二(明治十五)年には、 これは三崎漁家の三三哲に達している。彼らは、一八八五年秋収期にいたっても、「家ニ一粒ノ米粟ヲモ剰サス、壱銭 れて横須賀にある郡役所にまで押しかけ、負債の永年賦返済等を「哀訴」するにいたった。 三浦市役所蔵) 糊口 ノ計竭キ、 不穏な空気を醸し出した。 る状況は、 恟々トシテ各所ニ集合シ或ハ粗暴ノ挙ニ出ントス」(一八八三年十一月十六日「戸長加藤泰次郎の県令あて上 翌一八八三年においても続いている。 科料処分をうける者もあらわれた(一八八五年十二月十二日「県税戸数割免除につき戸長の県令あて この窮民は、 この報をうけた警察官は、 生活に窮した婦女子が、 一八八五年五月になってもほとんど減少せず、 これを説諭して解散させたが、 社寺の境内に「相率テ」日夜集合し、 一八八三年五月の戸長上申書は、 このような 一六二戸、六四二人を数え やがて、 「困難無告ノ窮境ニ 町内外有志者の寄 「生営ノ業ヲ仰 これら婦女子は 「千有余人ノ難 農家の持山 力

ながら、 様相を呈したことの原因は、 「所謂三百代言人ナル者、 たから、 新たな こうした窮状を招い 当時の新知識であり、 一連の金融法令によって自由な金融活動に法的保護が与えられた結果、 法律に精通した代言人が債主の代人としてもっぱら負債取立ての衝にあたった。 た第 村落ヲ徘徊」 明治政府の維新変革が創出した、 の原因は、 「身ニハ洋服ヲ纒ヒ、 する有様となった。 うち続く不漁であるが、 銀側ノ時計ヲ胸ニシ、 彼らの金融活動は、 資本の自由な活動を保証する新たな法体制に帰せられる。 不漁による困窮が、 頭上ニハ高帽ヲ戴キ、 右の政府新法令に全面的に依拠するものであ 各地に金貸業者の簇生をみ、 右のような、 彼らは これまでとは異なる新 足ニハ靴ヲ履キ、 「三百代言」などとい 浦 郡 手ニハ洋 で 政府 た

K

あるいは、

杯ト強迫ノ手段ヲ示」すのを常とした(横浜裁判所あて、一八八二年「漁民困窮動揺ノ義上申」戸長加藤泰次郎 **杖ヲ携へ」るという「文明開化」のいでたちで、** 漁民に臨み、 「速ニ其義務ヲ果サズンバ罰金又ハ禁錮 ノ処刑ヲ受ケサス 三浦市役所蔵)。 ~

ク

三崎町での彼らの金融活動は、 一般には次のようなものであった。

代人(代人ト云)ヲ以直ニ法廷ニ訴へ出、該代人等ハ其詞訟状ヲ携帯シ来リ、自ラ負債主ニ対シ談判ヲ開ク……(前掲「漁民困窮動揺ノ義上 免ル、者ノ如シト雖、 民非常ノ困弊ヲ来シ、各自生活ニ欠乏ヲ告ク、其ノ補欠ニ苦シムノ余リ、将来ノ苦難ト可成ヲ不省、 当三崎日ノ出町外七ケ町ノ儀ハ漁業ノ収入アルノ外、 如何ニセン債主等ハ酷利ヲ(金壱円ニ付一日金八厘宛俗ニ天保利ト云)収ムル而已ナラズ、 他ノ産業ヲ以土地ノ稗益ヲ為ス不能、 然ルニ明治十一年以降不漁引続キ当地 高利ノ金円ヲ負債シ、 少時モ違約アルニ於而 一時ハ其苦境ヲ 般

とも証拠上はすべて合法的であり、 浜裁判所や三浦郡長に訴え、 再び裁判所に訴え、身代限の判決を得るという悪質の詐欺も行われたという。三崎町戸長加藤泰次郎は、 度に「恐懼」した漁民が解訟を乞うと、漁民の着衣・漁具までも売却・質入せしめて負債の全額はもちろん、さらに訴訟入費 こうして, 謝金と称し余分の金額をも支払わせた。ときには、 裁判に先立ち、 その取締りをくり返し要望したが、これら代言人の行為は、 まず当事者間での「勧解」(和解)に入るのであるが、その際、代言人の前記のような高圧的な態 有効な取締りを行うことはできなかった。 漁民の法的な無知に乗じ、その際借用証書を返却せず、 元来法令に依拠したもので、 このような実情を横 これをもって

一八八二年以前から三崎近海の魚群が減少し、漁獲量も低下してきたのだが、たまたま物価騰貴の時運にあたり、減収が表 「維新以来其歩ヲ進メタルカ如シ」(前掲「戸長加藤泰次郎の県令あて上申書」) ともいわれる。 すなわち、

以上のような三崎町漁民の窮状は、うち続く不漁が基因をなしているが、それは、一八七七 (明治十) 年以来または一八七八

たという。

らわれ、これに駆逐されて城ケ島村漁民の出稼漁は自然廃絶し、一八八三(明治十六)年には、 下または三浦郡 あり他から水潜器使用者は入りこまないが、 流行であり、 水潜器は、 面化することがなかったのであった。 一
苛
酷 五○○○を採るのに八か月を要するところを、 一八七九、 [ノ漁具] 使用の二因から生じたものであった。 三崎町漁民にとっては、千葉県漁民の用いる夜流し網はじめ、タタキ網・コマシ袋網による魚類の濫獲であっ 他村の磯先で、 八〇年どろから三浦郡各漁村で使用されはじめ、 地元村と申し合わせの上出稼漁をしてきた。ところが、 戸長加藤泰次郎によれば、 城ケ島村は、 水潜器によれば一か月で採ってしまう。 元来自村借区内の漁業だけでは生活できぬ村柄で、 「苛酷 この漁獲量低下は、 ノ漁具」とは、 在来の「磯金一 城ケ島村漁民にとっては、 人為的な要因、 その地元村で水潜器を使用する者があ 挺 で潜る原始的方法では、 地先だけの漁業になってしま 城ケ島村先の海面へは、 すなわち、 各地での水潜器の 従来から千葉県 「漁業者 一人で貝 旧 ブ増

むを得ず工面して大繩船を作り、 散布し、 益 知れたという(前掲 獲量を得た。 のみを追って魚を濫獲し、 夜流し網は、 または好餌をもって釣取ろうとしても、 いずれも頗ぶる財産に富み、 加えて一度この網を流すと、 一八七七(明治十)年どろから三浦郡沿海に出現し、 『三崎町史』上巻)。三崎近辺で操業する夜流し網の多くは、 魚類を近海から遠く大洋に駆逐してしまったという。 良具を整備して遠海にでていくことになる。 漁業専業の者ではない。その所有する多額の資本を下して、 魚はその漁場から四散してしまい、 魚獲なく、空しく徒手で帰帆するほかなかった。 夜陰に紛れて盛んに操業し、 しかし、 千葉県房総六か村の漁民によるものであっ 翌朝ここに出漁してきた釣漁師にはすぐそれ とのため、 その遠海での漁業も、 三崎町漁民が、 在来の一本釣に比し格段 夜流し網を整え、 このため三崎町漁民は、 海面 決して安定した K 目 コ の魚 シを の 0 利

\$

のではなかった。

数十里或ハ数百里 中ノ食料ヲモ不得採、 既ニ目下ノ状態トハナルニ到レリ、 ノ怒涛ヲ越へ、 就中不漁ニ遭フタル乗組人ノ家族者ニ於ル、又其惨状視ルニ不忍、 極寒ニ、 暴風雨及ヒ漲ル高浪ヲ冒シ、 渺々タル大洋ニ於テ、不時ニ大難風ニ出会、 孜々漁業ニ従事シ、 船顚覆、 各自ニ於テモ如斯場合ニ遭偶スル、(ママ) 数日月ヲ経テ偶々収獲アルモアリ、 溺死スル者、 明治十年以降概シテ三拾有 又ハ空シク

余人ニ至レリ (注印に同じ)

漁具漁船貸与の法を設け、 次郎は、 な没落のあとに、 い漁具・漁法によって衰退に向かうという傾向が、 京内湾でみたと同様の傾向 総代がまず県にもとめたのは、 て、一八八二(明治十五)年にいたって、前述のように漁業経営の破滅を迎えることになった。このとき、 弱な装備での遠海出漁に狩り立てられていき、また、 三分の一を会社に積み立てさせ、これを「出資」額に応じ債主に分配する法を樹てた。これによれば、 こうして、零細な独立した漁業経営を主体とする三崎漁民は、 さらに日 [収困難となった負債元利七万円を、 夜流し網・水潜器の使用禁止を県に要求する上で、 土地四町七反九畝余・地価七一二円を持ち自らも漁業を営む城ケ島村の資産家で、 新義塾で英学をも学んだ知識人であった。 資本制漁業への指向が始められたのであった。 婦女子の内職として製網業を授産し、さらに、 彼らの不漁をもたらしたとされる夜流し網・水潜器の使用制限ないし禁止であった。 在来の漁具による旧慣に従った漁法が、一定度の資本を必要とするより大規模な、 債主から「出資」させて、金融会社共益社を結成し、 さらに露骨にあらわれている。 城ケ島漁民のばあいも、 指導的な役割を果たしている。とくに彼は、 彼は、一八八二、三年には、三崎漁民の救済につとめ、 当時三崎花暮町外一一か町村戸長役場の戸長であっ 資本力をもつ網漁業者によって次第に近海 一八八三 (明治十六) 年四月には、 漁場を自村地先にせばめられ そして、 三崎では、 若いころ東京で、 一方、 借主である漁民の水揚高 窮迫した漁民救済の 零細独立漁民 三崎・ 少なくとも漁民は 7 から 債主が漁民に 漢洋の医学 前 城ケ島の漁夫 駆逐され、 生産 述 た加 さきに 0 の 性 よう そし 般的 の高 ため 藤 貧 東 漢 泰

彼は、

かつての主張を一変させ、

事実となった一八八九 (明治二十二) 年、 しかし、 一八八二、三年に、 とのような漁民のための努力を惜しまなかっ これまでの立場を転じて、 積極的に資本制漁業の発展を指向するにい た加藤泰次郎は、 とれら 漁民の没落 たっ が か この

夜流し網漁を「有益ノ漁業」として積極的に推進しようとするのである。

前述のような「三百代言」の苛酷な取立てから免れることになる。

ズ、却テ有益ノ漁業トス(一八八九年六月三日郡長あて、戸長加藤泰次郎「上申」) 日ノ生産社会ニ到底独立シ能ハサルニ至ルハ必然トス、 ルヲ以テ第三期トシ、 ラ漁業ノ変遷ヲ考フルニ、 労力時代去リテ器械時代来リ、 ノブースセインノ如キ、 (漁民全体の経済を) 全町ノ産額必ズ増加スルナル可シ、 今日網類ノ使用日ニ益々進ム、則チ第四期ノ時代トス、此日進ノ社会ニ在テ、第三期時代ヲ維持セントスル者ハ、 緻巧ナル漁具ヲ使用シ、 挽回スルノ策如何、 大古朦昧ノ民、 鉄路東西相通シ、汽船環海縦横馳走ス、生産事業将ニ一変セントス、 弓矢ヲ以テ魚ヲ捕ル、 故ニ本職ハ夜流網ノミナラズ各種網類ノ使用ヲ伝播セシメン事ヲ望メリ、 古来ノ釣漁ニ交ユルニ網類使用ノ漁法ヲ以テセント、 巨大ノ漁船ヲ使用スルニ至ルハ、 尚ホ一歩ヲ進ムトキハ、英国漁業者ノ使用スル、 第一期ナリ、 次テ鉾鎗具ヲ使ス、 勢ノ自然ナラン欤、 是レ第一 ……殊ニ漁獲ハ釣漁ニ比シテ多額 漁業豈ニ独リ旧態ニ安ンス可キ哉、 故ニ本職ハ夜流網ヲ以テ害物ト認メ トロール網、 一期ナリ、 釣針ヲ使用スルニ 独国ノクレル、 今ヤ文化日ニ開 米国 今 熟

とうして、 そして加藤自身も、 多額の資金によって網漁を企て、 東京・三浦間に小型汽船の就航を企画し、 没落した漁民を雇漁夫として再編してゆく、 企業家としての道を歩み始めたのである。 資本制 漁業 ^ の動 きが 垄 まれてく

県下のほとんどの郡で年間漁獲物価額、 の相 とくに小田原を中心とした足柄下郡漁村において顕著な変動・発展がみられた。すなわち、明治二十年代についてみても、 漁 模 え沖合漁が旧来のまま営まれていた半農半漁の村での漁業とからなっている(表二-三一)。 相模灘の漁業は、 須賀(大住郡)・大磯(淘綾郡)・小田原(足柄下郡)での専業漁民を主とする漁業と、 漁家一戸当たり所得金額が低下ないしは停滞しているにもかかわらず、足柄下郡だけ ととで 根 付漁に 維 新 以 加

第1章 地租改正後の経済発展

表 2-31 明治初期相模灘沿岸の漁村

及 2 51 列伯 图 列伯 图 列伯 图 图 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
地区		戸 数 (除社寺)	漁師・魚商		漁 船		漁業形態・海産物		
足柄下郡					艘				
○小八幡付	○小八幡付		魚類商50戸		21		農隙ハ専ラ漁猟 鮪・鰹・鯛・ 鮃・鰺・鯖等		
○酒 匂 村	袖ケ	220	"	30戸		5	里民農間ニ漁業 鮪・鰹・鰺・ 鯖・鮃		
網一色村	浦	60	"	1戸		3	農間漁猟 鯵・鯖・鰹・鮃		
山王原村	山王原村		"	5戸		24	漁船ヲ置キ農間ニハ専ラ漁猟 鰺・鯖・鰹・鮭・鮃・		
○早川村		171	漁者	100人		20	鰹・鮪・鯥・鯛・鮃・鰺・鯖		
○石 橋 村		40				14	里民農隙ニ漁業		
〇米 神 村	片	48				19	同上 (採石漁猟)		
○根府川村	浦	50			(日本)	7 形船 2)	同上 「 いた いた いた には いた には いた には には には には には には には には には に		
○江ノ浦村		33				4	同上(農間薪ヲ産シ石工ヲシ)		
淘綾郡									
○国府本郷村		139	漁夫			8	# # B		
○国府新宿村		152	漁業 漁商	兼 _{40戸}		13			
○西小磯村 鎌倉郡		163	漁師	47人		17			
○乱橋材木座村		206			(地引:	46 舟 2 7)			
○長 谷 村		113			(荷船	8 1)	11.8		
○坂之下村		118			(荷船	6 3 舟 2)	9		

注 1 「皇国地誌」(『神奈川県皇国地誌残稿』) より作成。

直結したこと、また、 〇〇年三月電車となる) 湯本間に馬車鉄道開通 八年十月、 間東海道線の開 二十) 年七月、 それは、 いる(表二-二三・二-二五)。 は、 三六七戸があり、そのうち二 みられたことによるものであ ともない漁獲物集散地小 て、ここが横浜―東京市場と における水産加工業の発展が た。 年現在、 さて、大磯町では、 明瞭な増大傾向をみせて 主に一八八七(明治 国府津-漁船九二艘 新橋-国府 通 小 それに によっ 田原 二九 八 八九 漁戸 田 原 八 津

^{2 ○}印は表 2-19所掲の漁村。

表 2 - 32	1888	(明治21)	年大磯町漁獲物

表 2 - 32 1888(明石21) 华入城町 偶獲物							
収 獲 時 期	魚 類	価 額	漁獲人員				
季節なし	鮪	円 1,800	人 450				
	烏賊	950	450				
		1, 257	490				
4-8月	鮫鯛	150	20				
5 — 6 月	鰕 和布	30	25				
5-8月	鰺	1, 250	164				
	鯛	120	68				
5 — 9 月	鯖	1,781	495				
	鰻	120	8				
6 — 8 月	ヒジキ	47	25				
	アラメ	25	25				
6 — 9 月	鮑	456	25				
	栄螺	55	25				
7 — 9 月	鰹	3,600	485				
8 —10月	鱸	155	65				
10一翌年5月	鯥	1,850	450				
11一翌年4月	ブリ	858	150				
	キス	1,580	400				
	甘鯛	1, 280	200				
	ホウボウ	750	200				
12一翌年 4 月	鰯	350	164				
	アンコウ	868	165				
12一翌年5月	ヒラメ	1,625	165				
計		20, 957	4,714				

『資料編』17 近代・現代(7)より作成

五万七〇〇〇円の魚類を移出して

た(うち東京へ一万〇五六〇円。

『資料

に、主に横浜・東京へ向け、

年間約

鯖・乾鯵・干鰯などを製するととも

一一万五○○○円を集め、

鰹節・乾

荷魚類を加えると、 三二と対比すれば、 (表二 - 三二)、 ・ホウボウ・ヒラメを捕り、 ほぼ四五〇人前後の漁夫が、 海綾郡漁獲物の過半が大磯に集められていたことになる。いま、

ここで採捕された

魚類を季節別にみると 淘綾郡 の同年の漁獲高のほぼ半ばはここであげられていたことがわかる。さらに、前記周辺漁村からの集 さらに随時、 鮪・イカ・鮫漁に従事することによって、 春から秋にかけては、 鰺・鯖・鰹を追い、 年間を通して、 ついで冬季には、 絶え間なく漁業を行っ 鯥や近海でキス・甘

ていることがわかる。

小田原町は、

一八八四(明治十七)年現在、戸数三一一九戸、うち三一六戸の漁家がもっぱら漁業によって生計を立てていた。

周辺の漁村から年間魚獲物三〇〇〇 九七戸、 ていた。 ほかに魚商三○戸があり、

400

編』17近代・現代の七六、八五一八七

ージ)。大磯町での年間漁獲高は、 八八八年二万〇九五七円で表ニー

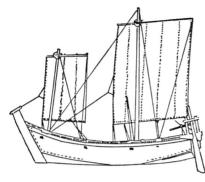


図 2 - 4



た。

『専漁の村』より

色づけるのは、とくに二ー十二月にかけて、小田原沖から伊豆大島近辺・三浦沖・房総沖まで出漁する、「ヤンノー」船・「ズ

網元は、それぞれ三○−五○人ほどの網子をもち、浜から約八○○間の沖までの水域と約一○間の浜とを用いることが許

網元・網子たちによって、浜で地引網が曳かれ

張った網の目に頭を貫き

しかし、

小田原漁民が主に従事し、

小田原の漁業を特

されていた(陌間次郎編『専漁の村』小田原市第一六区自治会万年公民館)。

捕獲される(『資料編』17近代・現代⑺五○七ページ)。 また、三一十二月の間は、

五〇尋の海底に晩方に建網を下し、翌朝これを引き揚げるもので、海底を通過しようとする魚は、

とろ)に多く行われた。その主なものは平目網(七目網)漁で、漁夫三人乗の「大仲船」などで、浜から二○町ばかり沖の二ー

大磯町漁民とほぼ同様な形で年間漁業に従事した(表二-三二)。 近海での網漁は冬季間(十一月―翌年四月

小 由

[原町漁民も、

図2-5 ズンドー船

『専漁の村』より

う。 だ。 方面で用いていたのを模し たも の形状からその名が付いたのであろ 幅九尺、敷きの長さ三五尺ほど 九挺艪で、帆は大帆・前矢帆 「ズンドー」船は、 四国・紀州 0

をもつ船で、約一〇名が 乗り ンドー」船による鮪延縄漁であった。 二・二㍍)、七一九挺艪、二本の帆柱 二・六㍍)、敷きの長さ三七、八尺 ·ヤンノー」船は、 幅八尺五寸 (約 組 (約